

米田治泰著

『ビザンツ帝国』

杉村貞臣

一

戦後わが国における西洋史学会では、従来の西ヨーロッパ中心の研究に対する反省の意味をもこめて東ヨーロッパ史の研究が盛んになって来たことは周知のとおりである。この東ヨーロッパ史のなかで、古代ローマ帝国と近代諸国との間を結ぶ研究領域の一つにビザンツ帝国史がある。ビザンツ史についてはわが国でも最近政治・社会・文化の各面から論考が発表されて来たが、このたび米田治泰氏の研究論文が『ビザンツ帝国』の名で世に現われた。米田氏は、昭和三六年京都大学文学部史学科卒業後、同大学院博士課程を終え、同大学人文科学研究所および大阪市立大学に勤めたが、不幸にも昭和四九年三五歳の若さで他界された。氏は大卒卒業後一貫してビザンツ研究に従事し、その間日本西洋史学会をはじめ各学会で研究発表し、また『史林』や『西洋史学』をはじめ各学術雑誌に論文を載せてこられた。それをこのたび会田雄次、中村賢二郎、前川和也、井上浩一の各氏のご努力によって一本に総められたのが本書である。したがってこれは米田治泰氏の遺作集ともいふべきものである。なお本書は次のように構成されている。以下順を追って紹介していきなす。

評
第一章 ビザンツ世界の国家と経済

第二章 封建制の諸問題

第一節 ビザンツにおける「条件的土地保有」

第二節 ビザンツ末期テサリアの封建制

第三節 十三世紀ビザンツの一狂園

第四節 「ビザンツ封建制」研究の動向

第五節 ビザンツの「封建化」とその問題

第三章 皇帝政治と貴族

第一節 十一世紀ビザンツの文治主義

第二節 コムネノス朝期ビザンツのセナトル貴族層

第四章 ビザンツの都市

第一節 コンスタンティノープルの人口と生産機構

第二節 ビザンツ都市の社会的構造

付論 イスラム治下のギリシア人——十九世紀タソス島のばあい——

解説

会田雄次

二

第一章は、著者の研究姿勢を示したいわば問題提起の章ともいふべきものである。著者は、まずビザンツ帝国を同時代の西ヨーロッパ社会から区別する指標として、超越的な皇帝権力、高度に組織された中央集権的行政機構および商品・貨幣流通のめざましい発達の特徴をあげ、これによってビザンツ帝国は中世国家としては著しく古代国家的様相を残す特殊な世界となったことを指摘する。しかし他面において著者は、ビザンツ史が終始同一の構造に立っていたわけではなく、その末期には伝統的な国家体制と背

馳するかのとき社会現象が著しく発展して来た点にも注目している。とくにその現象は中期ビザンツの末、すなわち十世紀から次第に顕著になり、理念上は国家 \parallel 皇帝に属する土地と農民を私的に支配し、国家大権を占取する傾向である。そして著者はこの現象を広い意味で封建化現象といわれるものであると指摘する。

さらに著者は、ビザンツ帝国には発足当初の支配原理の他に新しい原理が必要になったことを考慮し、ビザンツ史を考察するにあたっては、ビザンツ史をスタティク(静的)に捉えることは許されないと主張している。この十世紀以後に現われた封建化現象を考察の対象に選んだところに、著者のビザンツ研究の基本的姿勢がうかがえる。

続いて著者は、ビザンツ封建制に関するヨーロッパの学界の動向に注目している。そしてそこにはビザンツにおける封建制の是非をめぐる二つの見解があることを指摘した。すなわちビザンツ封建制を容認するものをビザンツに求めるとはほぼ類似の要素が見出される。すなわちフィーフにはプロノイアが対応し、イムニタスにはイクスクセアが対応する。これに対してビザンツ封建制を否定する側として、ビザンツには超越的皇帝権力のもとにすべての自由人が奴隷と観念されており、その奴隷が相互に契約を介して重層的な人格関係をむすぶことはまず考えられなかった、などの点を紹介している。そしてこれらの学界動向を踏まえた上で、著者自身は、ビザンツ史の特質を追求するならば、そのいづれの立場をもそのまま受け容れることはできないとし、具体的に伝統的な国家体制がいかに封建的傾向を受けとめていたかを明

らかにするように努めねばならないと、みずからの研究態度を明示している。

三

第二章は、著者の主要研究課題であるビザンツ封建制の問題が具体的に展開されるところである。ここで考察対象はおもに十一—十三世紀に向けられている。

第一節では、十一・二世紀を中心にビザンツで現われた封建的傾向と他方国家財政的関心という理念的に異なった二つの方向の接点に注目し、そこに現われた「条件的土地保有」について考察する。著者によれば「条件的土地保有」とよぶものは、実をいえば、限定された量の国税への権利の保有を意味しており、実際の土地への権利ではない。そして条件的保有の実態として、アリスモス、カリステイキアおよびプロノイアの三種類をあげ、それぞれについて説明している。著者によればアリスモスとは、修道院、教会さらには俗人に対しておこなわれた一定数の農民の贈与であり、その負担国税の移譲である。またこれが修道院等の荘園経済を可能にした道の一つであった。またカリステイキアとは修道院所有者が、だれか(多く俗人)に、自分の修道院を一時的に委託し、庇護を求めることである。そして委託をうけたもの(カリステイカリオイ)には、修道院の全収入を受け取る権利と修道僧および建築物を護っていく義務があるとし、しかも受託者が享受するのは一時的な利益権だけであった。しかし現実には往々受託者の専横、収奪から修道院の衰微と世俗的封建的土地所有の増大を招来した。さらにプロノイアは、ふつう軍事奉仕をおこなう

ことを条件にして、あるいはおこなったことについて与えられる一定地域からの国税収入で、原則として終身のものであった。譲渡売却はもちろん許されず、国家から没収されることもあり得たが、實際上プロノイア保有者の権利は国税徵集権を越えることが多かった。以上のとおり説明したあとと著者は、これら特権所有者と農民との関係が原則的には一般の大領主と隸屬農民のそれとは異なるはずであったが、實質的には特権所有者の力によって、領主―農民関係が形成されており、国税徵集権から出発しながら、私的保護関係を強め、農民支配にまで権力を拡大したのであると指摘している。

第二節では、考察の対象を十三・四世紀に移し、しかも首都から四〇〇キロも離れラテン人の侵略を受けたテサリア地方を選び、そこにビザンツの伝統的なモナルキアから大きくかけ離れた政治（ないしは政治理念）を見出そうとした。その結果、ラテン征服以前のテサリアにおいて、征服以前からの素地のうえに西欧的意味での封建的關係が生まれたこと、そして西部境界を把持するためにコンスタンティノーブル政府がアパナージュ下賜や、帝国に復帰した都市・村落において、プロノイア、「自治権」の授与をおこない、官吏任命に対しては忠誠の誓いを媒介にした封建的にも見える関係を設定するのに努めたことを明らかにした。しかしここで著者は、これを「ビザンツ封建制」と呼ばんとするとき、聖俗領主に認められたイムニテートが、現実とはともかく、経済・財政の分野に限られるべしと意識された点を指摘し、ここに西ヨーロッパとは違った点があることを読み取っている。

第三節では、莊園あるいは村落の全体的構造と、そのなかにお

ける農民の生きた姿を再現する意向から、領主と農民の系争の記録とか農民の寄進文書など約二〇〇点を収録したレンボ修道院の諸系争を列挙し、とくにパリス村の系争に立ち入って考察している。また土地売買問題についてもパリス村パロイコイの土地売買について考察し、そのなかでとくに、かれらはパロイコイとしてプラクティカ（所領明細帳）に登録され、修道院の把握下でありながら、修道院に從属するずっと以前の自由民としての立場を残し、土地所有・売買の権利と裁判証言能力をもち続けていたことを指摘した。この指摘によって、従来ビザンツのパロイコイをめぐって、それを隸屬民とする見方と自由民とする見方とが学界で対立していたのに対し、パロイコイなるものに関し公法上の規定がない以上、個々の莊園の具体的状況によってあらためて吟味していかなければならないと、著者自身の研究姿勢を示している。

以上三節が、ビザンツ封建制について歴史事象に現われた具体例を吟味して来たのに対し、第四節では、ビザンツ封建制の存在をめぐる学界の動向を考察している。著者は、ビザンツ封建制の研究が十九世紀末から二〇世紀初頭にかけてウズペンスキーなどによって始められ、一九三〇年代よりデルガーなど西欧の学界でおこなわれたことを述べたあと、封建制の認否をめぐる論争を展開する。すなわち封建制を容認する立場として、カジュダン、オストロゴルスキー、シュジュモフ、ハウシツロ、アールワイラーなどの説を、またこれを否定する立場としてルメルルやスヴォロノスの説を紹介している。そして著者自身は、「語の嚴密な意味での封建制はない」といわれるビザンツ社会の特殊性を解く一つの鍵になるために、「ビザンツ封建制」の言葉をめぐる原則論的

論争にとどまるようなことなく、フィスカリテがどこまで有効に機能していたか(あるいはしなかったか)という問いの形で研究を進めることが大事ではないかと思うと、問題を提起している。

第五節では、前節に続いてビザンツ封建制に関する学説紹介をおこなうが、ここではとくにソビエトの長老シュジュモフの見解をめぐって展開する。シュジュモフは、ビザンツ史上都市貴族と属州貴族とを対比して、中期には前者が優勢であったのに対し、後期には後者が優勢となり、ここにビザンツ封建制が開花したと説く。そして十世紀の社会立法で「デュナトイ」と記された皇帝権力の敵と見えるのが属州貴族であるとした。これに対して著者は、「デュナトイ」の意味を吟味し、これは実をいえば具体的には首都の文官貴族、地方長官(軍事階層)をもとに含み、共に国家の官僚ヒエラルヒーのなかで一定以上のレヴェルに位置するものをいうとし、とくにかねらのなかには都市と農村貴族の区別はないと指摘している。この指摘にもとずいて、シュジュモフのごとく属州の封建領主の発展を都市貴族と完全に対立させ、封建的土地所の実現者＝国家公権の分掌者とばかり考えるのは一面的といわねばならないと、シュジュモフの見解を批判している。そして著者自身の見解として、むしろ国家機構に連っていたもの、いってみれば官僚貴族制を構成していたものが次第に公権を私的に占取していくというのがビザンツにおける封建化のあり方であったと述べている。

四

第三章では、やや視点をかえて、十一—十三世紀に顕現化してき

た「ビザンツ封建制」というものが、実際に皇帝と貴族の間でどのようなかわりをもっていたのか、という問題に取り組んでいる。

まず第一節では、コンスタンティヌス九世(在位一〇四二—一〇五五年)の政策分析を試み、皇帝が新セクレトン(中央官庁)を創設し司法・財政の中央集権の強化をはかり、コンスタンティノールに法科大学を復活させて官僚予備軍を育成し、それによって文官による集権体制を強化したこと、他面において軍事面では七世紀以来ビザンツの特色といわれた辺境地勢のテーマ軍に代って中央のタグマタ軍が重要な働きをするようになったことをもって、一応絶対主義的な専制支配の確立をめざしたと著者は指摘する。そしてこのような意味あいをもって皇帝権力の絶対化を試みた政策一般を、著者は「ビザンツの文治主義」という概念を導入して理解した。そして同時期に進行していた貨幣経済の発展とそれにとまなう地方における生産力の上昇をたくみに捉えた封建領主層がさらに発展し、そのことが中央権力を弱体化させていったことも著者は見逃さず、結局コンスタンティヌス九世の採った「文治主義政策」は初期の目的を達し得なかったと指摘している。

第二節では、十一世紀におけるビザンツ支配者集団の構成上の特質を具体的に分析している。著者は近年フランスやソ連の学者の間でプロソポグラフィックな研究が発展した来たのに注目し、とくにカジュダンが示したコムネノス王朝時代の貴族の類形が、コムネノス家一門、一般の軍事・文官貴族群および近習の宦官群であったことを紹介し、さらに「ゴーチェ」が作成した「一〇九四年ブラケルネ宮宗会議参加の元老院メンバー」表をもとに検討し

た。その結果、著者は、この会議出席者四七名のうち約四分の一にあたる一二名が皇室関係にあり、軍人も一二名おり、またアレクシオスのクーデターに対して個人的に協力した都市の手工業者や商人もこの中に組み入れられたのではないかと指摘し、このことよりアレクシオス即位後二・三年にして、コムネノス家のパトリモニアルな支配体制が確立したことを読みとっている。さらに著者はこの傾向がさらに強化されたことを一六六六年にマヌエル帝が主宰したブラケルネ宮殿の宗教会議の出席者名簿を分析して指摘している。

五

第四章では、コンスタンティノープルをはじめ、ビザンツ諸都市の生産機構や人口問題およびその社会構造について考察している。

第一節では、コンスタンティノープルをとりあげ、そこに見られる生産機構を、とくに十世紀に作成され、コンスタンティノープルの約二〇の同職組合について加入・生産・売買の方法、対国家関係、罰則規定など詳細に記した「総督の書」をめぐる、戦前・戦後に展開された史家の諸見解を紹介している。すなわちテキストの編纂者であるニコルが、コンスタンティノープルはモノポリーと特権の天国と化し、厳しい国家統制が生産面でも輸出入の面でも行われつつある、という見解を明らかにしたことをまず指摘した。その著者はこのニコルの見解に対する諸反論をとりあげ、「総督の書」に資本主義的大企業の存在を見出したブレンターノ、ビザンツのモノポリーは国庫の利益のみを追求するものではなく、むしろ「行政的・経済的」なものであるとしたアンド

レアデス、銀行業と手工業の存在を抽出してビザンツ経済に資本主義的要素を見ようとしたミクヴィツやロペスの学説を紹介している。さらに著者は、戦後のビザンツ商工史研究がもつぱらソヴエトや東欧のビザンチニストに委ねられたと指摘し、シュジュモフとカジュダンの学説をとりあげる。すなわち両者とも「総督の書」に非ギルド私的企業の重要性を認める点では一致するが、シュジュモフが、工場の労働力は裁判で力役刑を下されたもの、国家所属の奴隷およびギルド職人でありながら一時的に国家に傭われたものの三種の相互に性格を異にする労働力が雑多に利用された」と説くのに対し、カジュダンが、基本的にビザンツ・ギルドは西欧中世ギルドと違わないと説いた点で、両者の見解が異なる点を指摘している。また著者は、治安や食糧問題そしてそれらを処理する皇帝権力の安定度と深い関わりをもつコンスタンティノープルの人口問題にも関心を示し、最近の研究成果を整理しつつ、デルガーの指摘した約二五万、ヤコビーの約三七万四〇〇〇、カジュダンの約二八万七五〇〇、ラッセルの約一九万二〇〇〇をあがっている。これは従来述べられていた約八〇万という見解に対し若干の修正を要すると考えられる。

第二節では、ビザンツ都市内部の社会構造とくに民衆の社会的編成の問題について考察するが、なかでも著者は一九六六年に開かれたイスラム都市・中東都市に関する国際シンポジウムの成果との比較においてこの問題を論じようとする。すなわちイスラムでは都市と農村との区別が、地理学・生態学的・人口構成上の諸点から見た場合厳密に区別できない点に注目し、これをビザンツの都市コンスタンティノポリスとテサロニケについて見ると、市

壁内部に耕作地があり市民も農耕に従事していたことなどそこにも都市とはいいながらも農村的色彩が見られる点を著者は指摘している。このようにイスラム都市とビザンツ都市との間にある程度の類似点が見られる反面、両者間の相違点にも著者は言及している。まず人口移動について見ると前者では都市と農村が相互的であったのに対し、ビザンツでは村落から都市へとかなり一方的であったという。また都市構成原理では主として五―七世紀のコンスタンティノポリスについて考察した結果、そこにはデメと称する区画の基本的単位があり、これはイスラム都市のクォーター（大体一〇〇〇人程度の集住）と似ているが、デメの方は国家権力によるコントロールの深化に伴い、その自立性がいっそう失われていったと著者は指摘している。

なお付論は、ビザンツ世界が終りオスマン・トルコの支配下に入ったキリスト教徒の存在様態を明らかにせんとした試みであり、とくに著者は一八一三―一九〇二年にタソス島で現われた文書をもとに、この時期を中心にタソス島の行政機構や村共同体のあり方を検討している。

六

以上十一篇の論文を通してみると、著者の『ビザンツ研究』の基本的姿勢は社会経済史の分野にあり、しかも「封建制の問題」にその主要研究課題が見出される。

戦後わが国におけるビザンツ社会経済史の研究動向のなかでも封建制の問題はかなり致密に展開されてきたが、そのなかにあって著者が提示した「条件的土地保有」の概念はとくに注目される

べきであろう。従来アリスモス、カリストイキアおよびプロノイアなどの諸形態について個々に論じられることはあったが、これを合せて「条件的土地保有」の概念でビザンツ封建制を捉えようとしたのは、おそらく著者の独創ではないかと思われる。著者も述べている通り、十一世紀以後のビザンツでは、一方では封建化現象が急速に進展したが、他面においてそれ自体封建的勢力を代表したと目される皇帝権力（コムネノス朝）が存在しており、ここに封建制と国家財政的関心という二つの方向がみられた。この傾向は、同じ時代のヨーロッパ社会をながめた場合、ビザンツ社会の特殊性を示す指標の一つとして考えられないだろうか。そうだとすれば、ビザンツ社会を西欧のそれと同じ基準で論じることが許されず、封建制の実態を理解するにあたっては西欧の封建制とは別個の感覚で臨まねばならないであろう。この意味で「条件的土地保有」の概念はビザンツ封建制を理解するにあたり有益な示唆を与えているといえる。とはいえ、この概念のもとに包まれたアリスモス、カリストイキア、プロノイアは、それ自体時代の経過と共にその実態を若干変化していくであろうから、そのところをより細かく観察することによって、同時代とくに問題にされる皇帝と有力者との関係も正確に把握することが可能である。この問題は元來著者自身による解明が期待されるのであるが、今日としてはそれが望み得ず、まことに惜しまれる。しかしこれこそが今後に残された課題であり、ビザンツ封建制の研究にたずさわる者へ与えられた任務であろう。

（A5判）二九三頁 一九七七年四月 角川書店 三九〇〇円

（関西学院大学文学部助教授